

神戸観光・メディアプロモーション強化業務に係る委託事業者の公募要領

1. 本委託業務の概要

- (1) 業務名 神戸観光・メディアプロモーション強化業務
- (2) 業務内容 別添仕様書による
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
※特に円滑に業務が実施された場合、以降2年間に限り、契約を延長することがある
※ただし、本業務における契約の締結は、神戸市予算の議決承認が議会でなされることを条件とする
- (4) 予算限度額 8,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2. 応募資格

以下の要件をすべて満たすこと

- (1) 連絡体制が整い、迅速なやりとりが可能であること
- (2) 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいる企業等でないこと
- (3) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしている企業等でないこと
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う企業等でないこと
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと
- (6) 神戸市から指名停止措置等を受けている企業等でないこと
- (7) 本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打合せ等を円滑に行い得る能力を有していること
- (8) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと
- (9) 銀行取引停止処分を受けていないこと
- (10) 6か月以内に不渡手形または不渡小切手を出していないこと
- (11) 共同企業体の場合、上記の要件をすべて満たす構成員により結成されたものとし、代表事業者を選定すること。なお、構成員は、他の共同企業体の構成員以外で構成すること。また、当該構成員は、単独で本委託業務の提案者として参加していないこと。

3. 「参加申請書兼質問書」等提出書類

- (1) 参加申請書兼質問書（様式1号）
- (2) 参加資格誓約書（様式2号）
- (3) 企業等概要書（様式3号）
- (4) 団体等の事業報告書及び収支決算書または損益計算書及び貸借対照表（直近のもの）
- (5) 共同企業体での参加を希望する者は、共同企業体結成届出書（様式4号）

4. 企画提案書類等提出書類

別添仕様書も参考にしつつ、以下（１）～（４）をセットにして、本要領 10 に記載の担当部署宛に E メールにて提出すること（A4 サイズで様式は自由）。

（１）事業企画提案書提出書（様式 5 号）

（２）企画提案書

- ・一例として「六甲山」をテーマに、ターゲットやコンセプトを設定した上で広報戦略を記載すること。なお、PR 概略、ターゲット、コミュニケーションコンセプト、ターゲットメディア（番組名や雑誌名を含む）、年間の活動計画についても記載することとする。

- ・仕様書の記載の(参考資料)「神戸観光の強みと弱み」も参考に、神戸の魅力を深く露出するための手法や、多角的な発信方法を検討すること

- ・年間の活動計画を記載すること

（３）業務実施体制・連絡体制

- ・業務責任者、業務責任者の類似業務経歴（地方自治体や観光関連のプロモーションなど、類似業務の実績があれば業務内容や担当期間、実績等も記載すること）、業務に従事する人数、役割分担を記載すること（特に首都圏におけるメディアリレーション業務については詳細に記載すること）

（４）見積額調書

- ・可能な限り経費明細を明記すること

5. 契約までのスケジュール

（１）公募要領の公表、各書類の配布

令和 6 年 2 月 14 日（水）から

（２）「参加申請書兼質問書」（様式 1）等提出期限

令和 6 年 2 月 21 日（水）17 時まで

（３）企画提案書類等提出期限

令和 6 年 3 月 8 日（金）17 時まで

（４）書類選考会の実施（※原則、提案事業者が 5 社を超える場合開催）

令和 6 年 3 月 11 日（月）予定

（５）企画提案会参加の可否を通知

令和 6 年 3 月 13 日（水）

（６）企画提案会（提出する企画提案書についてのプレゼンテーション）

令和 6 年 3 月 18 日（月）

（７）結果通知

令和 6 年 3 月下旬

（８）契約締結

令和 6 年 4 月 1 日（月）

6. 質問方法

提案にあたって、質問事項のある場合は「参加申請書兼質問書」（様式1）に記載して本要領10に記載の担当部署宛にEメールにて提出する。応募者間の公平を確保するために必要と認めた質問事項については、本要領を掲載したホームページにおいて質問内容と回答内容を2月26日（月）より掲載する予定。なお、事実関係の確認など回答することで他の応募者が不利にならない事項についてはこの限りではない。

7. 事業者の選定方法

- (1) 単体企業または共同企業体によるプロポーザル方式とする。
- (2) 提出書類に関するヒアリングは必要に応じて実施する。
- (3) 原則、提案事業者が5社を超える場合は、企画提案会に先立ち書類選考会を実施する。
- (4) 書類選考会における事業者選定にあたっては、審査項目に沿って企画提案書類等提出書類の内容審査を行い、事業者の適格性（10点満点）、提案内容の習熟度（60点満点）、提案内容の実行可能性（20点満点）、を見積額の積算根拠の妥当性（10点満点）と合算し、総合点（100点満点）を算出する。各書類選考会の総合点上位の事業者について企画提案会に参加できるものとする。
- (5) 企画提案会における事業者選定にあたっては、審査項目に沿って内容についての審査を行い、総合点（100点満点）を算出する。各企画提案会の総合点が最も高い事業者を業務委託候補者とする。
- (6) 総合点が最も高い事業者が複数あった場合は、次の項目により最終決定する。
 - ① 「提案内容の習熟度」の合計点数が最も高いもの
 - ② ①が同点の場合は、「提案内容の実行可能性」の点数が最も高いもの
 - ③ ②が同点の場合は、見積金額が最も安価なものただし、「提案内容の習熟度」が5割に満たない場合は、採用しないものとする。
- (7) 契約内容や支払方法等については、業務委託予定者との協議により決定する。
- (8) 採用決定の結果については、採否の如何を問わず応募を行った提案事業者に連絡を行う。

8. 企画提案会の実施

開催日時：令和6年3月18日（月）（予定）

場 所：一般財団法人神戸観光局

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号三宮ビル東館9階

オンラインでの実施も可

説 明 者：実際に本委託業務に携わる者（プロジェクトリーダー又は、プロジェクトリーダーに準ずる者）が行うこと。

9. その他

- (1) 提出書類の枚数については特に制限しないが、審査項目に沿って審査できるよう、また簡潔に内容がわかるよう配慮すること。

- (2) 提出書類は、選定結果の如何にかかわらず返却しない。
- (3) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出書類は、提出者に無断で使用することはない。
- (5) 本業務における評価が良好と認められる場合は、次年度も随意契約することがある。

10. 問い合わせ及び書類の提出先

住所：〒650-0046 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号三宮ビル東館9階

一般財団法人 神戸観光局 担当：観光部 丹羽（にわ）

電話：078-262-1904 FAX：078-230-0808 電子メールアドレス：kiyomi_niwa@kcva.or.jp

「神戸観光・メディアプロモーション強化業務」審査基準

提案内容をもとに評価し、その合計点数を評価点数として、最も点数の高い者を候補者とする。
 評価点数の満点を100点とする。

審査項目	内容	配点
事業者の適格性	・類似業務の実績	10点
提案内容の習熟度	・コンセプトが魅力的か、神戸にあった内容となっているか ・ターゲットが明確で、目的にそった効果的な提案になっているか ・独自性のある明確な戦略があり、リアリティのある提案か ・神戸ならではの地域資源を生かして他との差別化がはかられているか ・神戸への誘客に繋がる要素が効果的にふくまれているか	60点
提案内容の実行可能性	・年間の活動計画が適切か ・担当者数、主担当者の実績、メンバーの役割分担が明確か	20点
見積額の積算根拠の妥当性		10点
合計		100点